

# 岐阜大学工学部後援会会則

第1条 本会は、岐阜大学工学部後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会の事務所は、岐阜大学工学部内に置く。

第3条 本会は、岐阜大学工学部及び工学研究科における、学生の教育研究環境の向上と、工学教育の充実発展に資すると共に、相互の親睦関連を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 学生の福利厚生に関すること。
- 二 学生の教育、研究援助に関すること。
- 三 学生の就職指導に関すること。
- 四 その他本会の目的達成に必要と認める事項。

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正 会 員 ー 岐阜大学工学部及び工学研究科学生の保護者等
- 二 賛 助 会 員 ー 本会の趣旨に賛助する者

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
- 二 副 会 長 2 名
- 三 顧 問 若干名
- 四 理 事 若干名
- 五 評 議 員 各学科等から若干名
- 六 監 査 2 名
- 七 幹 事 若干名

第7条 本会の役員選出は、次の方法による。

- 一 会長、理事、評議員及び監査は、総会で会員中から選出する。
- 二 副会長は、会長が委嘱する。
- 三 顧問は、理事会の推薦による。
- 四 幹事は、会長が委嘱する。

2 役員任期は、顧問を除き1か年とし、総会において改選する。ただし、重任を妨げない。

第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理をする。
- 三 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の目的達成に協力する。
- 四 理事は、年間事業計画及び予算・決算、その他本会の重要事項を審議する。
- 五 評議員は、理事会の企画立案した事項を審議する。
- 六 監査は、会計及び一般会務を監査する。
- 七 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

第9条 本会の会議は、総会、評議員会及び理事会とする。

2 総会は、評議員会をもってこれにかえることができる。

第10条 総会は、毎年度始めにこれを開き、会務を報告し、重要事項を附議する。

第11条 理事会において必要と認めるときは、会長は臨時総会を開くことができる。

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 会則の変更に関すること。
- 二 事業計画に関すること。
- 三 収支の決算、予算に関すること。
- 四 役員選挙に関すること。
- 五 その他理事会において必要と認めた事項。

第13条 評議員会は、会長、副会長、理事及び評議員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招

集し、理事会の企画立案した事項中の重要事項を審議する。

2 監査は、評議会及び次条の理事会に出席するものとする。

第 14 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- 一 総会及び評議員会に附議する原案に関すること。
- 二 会則の施行細則に関すること。
- 三 事業計画の実施及び予算の運用に関すること。
- 四 その他会長の必要と認めた事項。

第 15 条 会議は、定員の過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって、これを決定する。

第 16 条 会議において必要があるときは、大学当局者、その他の出席を求めて意見を徴することができる。

第 17 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

2 会費は、次のとおりとする。

一 正 会 員

(イ) 工学部学生の保護者等

入会費 5,000 円

会 費 10,000 円

(ロ) 工学部第 3 年次編入学生の保護者等

入会費 5,000 円

会 費 6,500 円

(ハ) 工学研究科博士前期課程学生の保護者等

入会費 5,000 円 (本学部卒業生の保護者等は不要)

会 費 6,500 円

(ニ) 工学研究科博士後期課程学生の保護者等

入会費 5,000 円 (本研究科博士前期課程修了生の保護者等は不要)

会 費 8,000 円

上記会費は、学生が入学する際納めるものとする。

二 賛助会員 1 口 (1,000 円) 以上

三 一度納入した会費は、退学、転学等の事情が起こっても返還しない。

附 則

1 本会則は、昭和 34 年 4 月 1 日より施行する。

2 旧農工学部後援会会員は、そのまま本会に引継ぐものとする。

附 則

本会則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 3 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 5 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 7 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。